

利益相反管理方針の概要

株式会社西日本フィナンシャルホールディングス（以下、「当社」といいます。）は、当社グループの利益相反管理に関する対応方針として、以下のとおり「利益相反管理方針」を定めています。

長崎銀行は当社グループの一員として、利益相反のおそれのある取引に関し、お客さまの利益を不当に害することのないよう、以下の管理方針に沿って適正に業務を遂行いたします。

1. 利益相反管理の対象となる取引と特定方法

当社およびグループ会社は、以下の取引およびその他の取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を利益相反管理の対象となる取引（以下、「利益相反管理対象取引」といいます。）として管理します。

- (1) グループ会社が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
- (2) グループ会社が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引
- (3) グループ会社が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用することが可能な取引

当社およびグループ会社は、お客さまとの取引およびお客さま相互間の取引が利益相反管理対象取引に該当するか否かにつき、お客さまからの情報に基づき、利益相反管理統括部署により、適切な特定を行います。

2. 利益相反管理体制と管理方法

適正な利益相反管理を遂行するため、当社に利益相反管理統括部署を設置し、グループ会社全体の情報を含めて集約するとともに、利益相反管理対象取引の特定および管理を一元的に行います。

利益相反管理対象取引の管理方法として、以下に掲げる方法およびその他の措置を適宜選択し組み合わせることにより、お客さまの保護を適正に行います。

- (1) 利益相反を発生させる可能性のある部門を分離することにより管理する方法
- (2) 利益相反のおそれがある取引の一方または双方の取引条件または取引方法を変更する方法
- (3) 利益相反のおそれのある取引の一方を中止する方法
- (4) 利益相反のおそれのあることをお客さまに開示し同意を得る方法

3. 利益相反管理の対象となる会社の範囲

利益相反管理の対象となるのは、以下に掲げるグループ会社です。

- ・株式会社西日本シティ銀行
- ・株式会社長崎銀行
- ・九州カード株式会社
- ・西日本シティ TT 証券株式会社
- ・株式会社 NCB リサーチ&コンサルティング
- ・九州債権回収株式会社
- ・株式会社 NCB ベンチャーキャピタル

以上